

1 地域医療支援病院とは

- 紹介患者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力や、地域医療の確保を図るためにふさわしい設備等を有する病院を各都道府県知事が個別に承認
- 承認要件は医療法に規定
 - ・ 紹介患者に対する医療の提供
 - ・ 救急医療の提供
 - ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施
 - 等
- 都では46病院を承認（令和3年4月1日現在）

2 医療法施行規則の改正（令和3年4月1日）

- 地域医療支援病院の管理者が行うべき事項に以下の事項を追加

『地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項』

3 都知事が定める事項の制定（令和3年10月1日）

- 1 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
- 2 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

（参考） 地域医療構想調整会議での意見聴取（令和2年上半期、令和3年上半期）
東京都医療審議会に諮問、答申（令和3年9月30日）

4 新たに承認を受けるまでの手続

- 1 地域医療構想調整会議において協議（申請病院が所在する二次保健医療圏）
- 2 東京都医療審議会において意見聴取（調整会議の内容や知事が定める事項に関する実施計画を確認）